

池田市議会傍聴規則

全面改正 平 8.12.02 議会規則 1

最近改正 令 8. 3.27 議会規則 2

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、池田市議会の本会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、96人（車椅子席を除く。）とする。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、傍聴受付で自己の住所及び氏名を本会議傍聴人受付票（様式第1号）に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体の場合であって、かつ、議長が傍聴者の整理のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、団体の代表者又は責任者（以下「代表者等」という。）に対し、本会議傍聴人受付票（団体用）（様式第2号）に次に掲げる事項を記入させ、かつ、他の傍聴者の氏名を記載した名簿の提出を求めることによって、これに代えることができる。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の人数
- (3) 代表者等の住所
- (4) 代表者等の氏名

3 報道関係者が会議を傍聴しようとするときは、本会議報道関係者受付票（様式第3号）に社名、氏名及び写真の撮影、録音、録画、放送等の実施の有無について記入しなければならない。

4 傍聴は、先着順とする。

（傍聴券の交付）

第5条 前条の規定にかかわらず、会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合その他の議長が必要と認めた場合は、議長が定める方法により、一般席の傍聴券（以下「傍聴券」という。）を発行することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順又は抽選により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、当該傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、当該傍聴券を返還しなければならない。

（議員席への入場禁止）

第6条 傍聴人は、議員席に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場にいる者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員に、前項第1号及び第2号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場にいる者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。

(5) 写真の撮影、録音、録画、放送等をしないこと（特に議長の許可を得た者を除く。）。

(6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったとき又は傍聴を禁止されたときは、直ちに退場しなければならない。

2 傍聴人は、会議終了後は、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反し、又は議長の指示に従わず議場の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成8年12月2日から施行する。

附 則 (平成15年12月3日 池田市議会規則第1号)

この規則は、平成15年12月3日から施行する。

附 則 (令和8年3月27日 池田市議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。